

# ハロー インフォメーション

## 「ユニバーサルサービス料」について



### (1) 料金額

	現行	変更後(2026年1月以降)
電話ユニバーサルサービス料	<b>3.3円</b> [税込] (1電話番号当たりの月額)	<b>2.2円</b> [税込] (1電話番号当たりの月額)
ブロードバンド ユニバーサルサービス料	—	<b>2.2円</b> [税込] (1回線当たりの月額) 2026年3月ご利用分のみ請求

- ユニバーサルサービス支援機関が定める番号単価、回線単価に消費税率を乗じた金額です。
- 電話ユニバーサルサービス料を適用する電話番号は、加入電話サービスなどの契約者回線に係る電話番号および付加サービスに係る電話番号です。
- ブロードバンドユニバーサルサービス料を適用する回線品目は、フレッツ 光ネクスト、フレッツ 光クロス、フレッツ 光マイタウンネクスト(ファミリーライトタイプは除く)です。
- 一般社団法人電気通信事業者協会にて申請中の内容に基づくものであるため、変動する場合がございます。最新のブロードバンドユニバーサルサービス料に関する情報については当社公式ホームページにてご確認いただくようお願いいたします。

### (2) 実施時期

2026年1月1日(木)

### (3) その他

- 電話ユニバーサルサービス料およびブロードバンドユニバーサルサービス料に関する情報については、当社公式ホームページ(<https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/>)に掲載を予定しております。
- ユニバーサルサービス支援機関が定める番号単価および回線単価については、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ(<https://www.tca.or.jp/>)において公表されています。

NTT西日本ホームページ

<https://www.ntt-west.co.jp>

スマートフォン・  
タブレットから



## 「ブロードバンドユニバーサルサービス料」について

ブロードバンドサービスにおいて、離島や山間地などの地理的条件により、人口減少に伴う通信網の維持が今後課題となることを踏まえ、「改正電気通信事業法(令和四年法律第七十号)」に基づき、今般新たに、2026年1月より各電気通信事業者が「ユニバーサルサービス支援機関」<sup>\*1</sup>を通じて費用を出し合う「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」がスタートします。

本制度の開始に伴い、「ブロードバンドユニバーサルサービス料」<sup>\*2</sup>を新たにお客さまにご負担いただきます。「ブロードバンドユニバーサルサービス料」については、ユニバーサルサービス支援機関が定める各通信会社の1回線当たりの負担金(回線単価)に消費税率を乗じた金額です。

NTT西日本は、本制度の下で、今後もブロードバンドのユニバーサルサービスの維持に努めてまいります。皆さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

\*1 一般社団法人電気通信事業者協会が総務大臣より指定されています。

\*2 請求においては、ブロードバンドユニバーサルサービス料もしくはBBユニバ料と表示されます。また、ブロードバンドユニバーサルサービス料を適用する回線品目は、フレッツ 光ネクスト、フレッツ 光クロス、フレッツ 光マイタウン ネクスト(ファミリーライトタイプは除く)です。

## フレッツ光を共同住宅などにおいて分岐し、インターネットサービス提供中の場合について

### ▶ ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関するお願い

共同住宅などの共用部までフレッツ光をご契約いただき、建物内にて各部屋にケーブルを分岐されている場合は、部屋数分のブロードバンドユニバーサルサービス料をご負担いただきます。ケーブルを敷設しているマンションオーナさま、管理組合さまや事業者さまは、フレッツ光の回線数および分岐している部屋数を以下URLにアクセスの上、ご登録をお願いいたします。

[https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/reg\\_form](https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/reg_form)  
をご参照ください。

## 「電話ユニバーサルサービス料」について

NTT西日本では、110番や119番などの緊急通報、公衆電話、山間部や離島を含む地域における固定電話通信などの電話のユニバーサルサービスを、いつでも、どこでも、誰もが利用可能な料金でお客さまにご利用いただけるように、通信網の維持・保守に取り組んでいます。電話のユニバーサルサービスを維持するために、各電話会社が「ユニバーサルサービス支援機関」<sup>\*1</sup>を通じて費用を出し合う「電話のユニバーサルサービス制度」が2002年度に創設され、2006年度よりスタートしました。

電話のユニバーサルサービスを取り巻く環境は、携帯電話の普及拡大および光IP電話やアプリケーションサービスなどの他事業者が提供するサービスとの競争の進展などがあり、NTT西日本の電話のユニバーサルサービスの収支は2024年度で▲391億円の赤字となっております。

今般、ユニバーサルサービス支援機関が定める各電話会社の1電話番号当たりの負担金(番号単価)は、2026年1月より月額3円から月額2円に見直されることとなりました。これに伴いまして、現在お客さまにご負担いただいている「電話ユニバーサルサービス料」<sup>\*2</sup>についても、1電話番号当たり月額2.2円(税込)に変更いたします。

NTT西日本は、本制度の下で、今後も電話のユニバーサルサービスの維持に努めてまいります。皆さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

\*1 一般社団法人電気通信事業者協会が総務大臣より指定されています。

\*2 電話ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス支援機関が定める番号単価に消費税率を乗じた金額です。また、適用する電話番号は、加入電話サービスなどの契約者回線に係る電話番号および付加サービスに係る電話番号です。2026年1月ご利用分の請求以降、請求書表示名を「ユニバーサルサービス料」から「電話ユニバーサルサービス料」と変更いたします。

## 電話ユニバーサルサービス料と電話のユニバーサルサービスコストの負担について

NTT西日本・NTT東日本の電話のユニバーサルサービスの赤字:▲649億円(うち、NTT西日本:▲391億円)



※事業者別の拠出額は、2025年6月末の電話番号利用数に基づく試算値です。

ホームページから各種サービスのお申し込み・お手続きが可能です。詳しくは、以下ホームページをご覧ください。

➡ <https://www.ntt-west.co.jp/order/>

## ▶▶ フレッツ光(FTTHアクセスサービス)などのサービスをご契約のお客さまへ

### 重要なお知らせ

### フレッツ光など解約時に派遣工事を行った際の 撤去工事費の新設について

平素より弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

フレッツ光などの解約時において、お客さまのご要望・物件都合により工事担当者がお伺いする「派遣工事」の場合に限り、以下の通り撤去工事費をご負担いただきます。なお、工事担当者がお伺いしない「無派遣工事」については、これまでと同様に無料といたします。

フレッツ光などの宅内工事については、お客さまご自身で簡単にご対応いただける仕組みを一層進めてまいります。

(税込)

対象サービス	工事区分	改定前 (2026年3月31日以前の お申し込み分)	改定後 <sup>*2 *3 *4</sup> (2026年4月1日以降の お申し込み分)
・フレッツ光 (FTTHアクセスサービス) ・ひかり電話ネクスト <sup>*1</sup> (IP電話サービス) ・光回線電話 <sup>*1</sup> (IP電話サービス)	戸建て向け／ 集合住宅向け	無派遣工事	無料
	戸建て向け	派遣工事	20,900円
	集合住宅向け	派遣工事	14,300円

\*1 ひかり電話ネクスト、光回線電話における戸建て向け・集合住宅向けの確認は、弊社へお問い合わせください。

\*2 基本工事費8,250円を含みます。土曜・日曜・祝日などに工事を実施する場合は、上記に加え加算額として3,300円がかかります。また、夜間・深夜・年末年始などに工事を実施する場合は、別途工事費が加算されます。

\*3 次の場合には解約時の撤去工事費は不要です。

▶弊社都合により派遣工事となる場合

▶シェアドアクセス事業者さまへの移行に伴い、弊社サービスの解約を同日に行い、ご利用中の設備を再利用される場合

▶IRUエリアで対象サービスを利用されている場合  
(IRUエリアとは、自治体さまが整備した光回線などのインフラ設備を活用し弊社がサービスを提供している地域のこととします。)

▶移転、プラン変更などによりサービスを継続される場合

\*4 2026年7月1日以降、NTT西日本の公式ホームページ以外から解約をお申し込みの場合は、光回線電話を除き基本工事費が1,100円増額となります。詳しくは特設サイトをご確認ください。

### 【適用開始日】2026年4月1日以降の解約お申し込み分より適用

#### フレッツ光など解約時に派遣工事を行った際の撤去工事費の新設に伴う初期契約解除について

個人のお客さまが、「フレッツ光」の解約を希望される場合は「初期契約解除制度」の対象となることから、**本画面到着後8日以内に契約解除をお申し出いただくことで、解約金をお支払いいただくことなく解約が可能です。**

※新規・移転工事費(分割払いの残債含む)などは本書面による初期契約解除制度の対象外です。

※法人のお客さまによるご契約は初期契約解除の対象外です。

※ひかり電話ネクスト、光回線電話をご利用のお客さまは対象外です。

#### ●特設サイトよりご確認ください

- ・本件に関する詳しい情報
- ・お客さまのご契約内容
- ・初期契約解除のお手続き方法
- ・お問い合わせ先
- ・よくあるご質問

#### 撤去工事費の 新設に関する特設サイト▶▶

[https://flets-w.com/topics/2025/kaiyaku\\_kouji/](https://flets-w.com/topics/2025/kaiyaku_kouji/)



記載の内容は2025年11月7日現在のものです。